

建築物の形態規制（行方都市計画）

用途の種類	略称	建蔽率 /容積率	容積率の制限 (前面道路が 狭小の場合)	外壁後退 壁面後退	高さ制限	隣地斜線	北側斜線	道路斜線	日影規制				備考
									制限を受ける 建築物	平均地盤面 からの高さ	敷地境界線からの 水平距離が5mを超 え10m以内の範囲に おける日影時間	敷地境界線からの 水平距離が10mを超 える範囲における 日影時間	
第一種中高層住居専用地域	一中高	60/200	前面道路の 幅員×0.4	無	無	20m+ 勾配1.25 ※1	10m+ 勾配1.25	勾配1.25 道路端より 適用距離20m	高さが10m超の建 築物	4m	4時間	2.5時間	
第一種住居地域	一住	60/200	前面道路の 幅員×0.4	無	無	20m+ 勾配1.25 ※1	無	勾配1.25 道路端より 適用距離20m	高さが10m超の建 築物	4m	5時間	3時間	
近隣商業地域	近商	80/200	前面道路の 幅員×0.6	無	無	31m+ 勾配2.5 ※2	無	勾配1.5 道路端より 適用距離20m	高さが10m超の建 築物	4m	5時間	3時間	
準工業地域	準工	60/200	前面道路の 幅員×0.6	無	無	31m+ 勾配2.5 ※2	無	勾配1.5 道路端より 適用距離20m	高さが10m超の建 築物	4m	5時間	3時間	
工業専用地域	工専	60/200	前面道路の 幅員×0.6	無	無	31m+ 勾配2.5 ※2	無	勾配1.5 道路端より 適用距離20m	無	無	無	無	
無指定		60/200	前面道路の 幅員×0.6	無	無	20m+ 勾配1.25	無	勾配1.5 道路端より 適用距離20m	無	無	無	無	

※1 住居系で20mを超える建物の隣地斜線は、建築物から隣地境界線までの距離×1.25+20m以下

※2 商業・工業系で31mを超える建物の隣地斜線は、建築物から隣地境界線までの距離×2.5+31m以下